

「2023年度 社会人リーグ実施要項」

昭島市サッカー協会  
社会人部

1. 参加資格と選手登録

- 1) 参加資格昭島市サッカー協会に加盟したチームでその登録選手であること。  
スポーツ保険または準じた保険に加入していること。
- 2) 選手の登録、追加（抹消・訂正）年度初めの指定日に登録書を提出すること。  
毎月末までに追加登録手続きされた選手に参加資格を与える。  
（チーム登録は40名迄、各チームは登録内容を控えること。）
- 3) チームはリーグ参加費1万円（通年）を協会の総会までに納入する。

2. 競技規則最新年度の日本サッカー協会競技規則に則る。

その他については、以下に定めるリーグ細則による。

3. リーグ細則

1) 試合時間

1部は80分、2部は60分とする。（インターバルは5分）試合の日時、時程は社会人部会で決定する。

2) 試合の成立（選手の人数）試合は双方のチーム7名以上の選手が揃っていることで成立する。

もしどちらかのチームが如何なる理由であれ7名未満となったときは、その試合を無効とし当該チームを不戦敗とする。

3) メンバー表の提出メンバー表は所定用紙に必要事項を記入し1通を試合開始15分前までに審判に提出する。

選手名はフルネームで記入する。

4) 交替登録と選手交替交代は7名登録7名交代とする。試合毎メンバー表に登録しその範囲内随時交替可能とする。

2部については、再出場可とする。

5) 勝点

- |       |         |
|-------|---------|
| ① 勝ち  | 3点      |
| ② 負け  | 0点      |
| ③ 引分け | 1点      |
| ④ 不戦敗 | -4点     |
| ⑤ 不戦勝 | 3点（得点3） |

6) 警告、退場

- ① 警告：警告が累積3回になった選手はその次の1試合を出場停止とする。

累積警告は次年度に適用しない。

- ② 退場：退場処分を受けた選手はその次の試合を出場停止とする。

なお著しく不正なファウルプレーまたは乱暴な行為等による退場処分者

については規律委員会（社会人副部長以上で構成）で裁定し別途処分を科す。

7) 試合の延期、再設定と実施自然条件等による場合を除き原則として決められた組合せ日程は変更しない。やむを得ぬ事情により所定の日程で消化できない試合については下記のとおり定める。

- ① 当該チームは試合の最低1週間前までに相手チーム、審判、各部の社会人役員にその旨報告すること。
  - ② 延期を申し出たチームは自チームの責任において、相手チーム、審判、役員と調整し期間内に試合をすることに努力すること。(役員が調整することもある)
  - ③ 延期を申し出たチームは割当られた担当審判は所定通り行うこと。
- 8) 不戦敗の処理諸事情により所定の日程で試合ができず、代替え日程の提案ができない場合、1週間前の連絡がある場合のみ勝点を減じない(得点は0-3となる)
- 1週間を切った連絡の場合は、勝点-4(得点は0-3)とする。
- 9) ユニホーム、試合球、眼鏡の着用等
- ① ユニホームは同デザインのシャツ、ショーツ、ストッキング濃淡2着を準備し試合前に両チームで調整する。(黒シャツ、黒ストッキングは認めない)
  - ② 試合球は両チーム持ち寄りとする。(事前に適正空気圧であることを確認しておく。)
- 10) グラウンドの準備、片付け、その他
- ① ライン引き、フラッグ等グラウンド準備は第1試合の両チームで行い試合開始20分前には終了すること。また試合終了後のグラウンド整備は最終試合両チームで全面的に“とんぼ掛け”を行いサッカー場として相応しく復帰する。  
ラインカー、フラッグ等については協会倉庫にきちんと片付けること。  
(陸上競技場は人工芝であるので、上記主旨を理解のうえ準備、片づけを行うこと)
  - ② 飲料水ボトル、ごみ及び空缶等は、各チームが責任をもって持ち帰ること。
  - ③ 公園内(大神グラウンド・陸上競技場含め)は、禁煙となっている。

#### 4. 審判

##### 1) 審判登録

- ① 参加チームは選手登録と同時に有資格審判員を4名以上を登録する。  
(協会は登録された代表審判員を以って審判部を構成する。)
- ② リーグ戦は登録された有資格の審判員の構成によって実施する。
- ③ 審判登録は随時受け付ける。

##### 2) 審判(主審、副審2名、第四の審判員 合計4名)

- ① リーグ戦における審判割当ては社会人部会組合せ時に決定する。チームは割当られた試合に主審、副審2名、第四の審判員(以下 審判)について責任をもって派遣する。
- ② 審判は少なくとも試合開始30分前までにはグラウンドに着き事前の準備とチェックを行う。
- ③ 審判は審判服を着用する。
- ④ 第四の審判員は迅速な選手交代、計時等あらゆる面において試合がスムーズに運ぶよう主審を補佐する。
- ⑤ チームの責任において、チーム以外の有資格者への審判依頼も可とする。

##### 3) 試合結果の報告主審は試合後3日以内に試合結果、警告、退場、事故、その他の報告事項を記載した「審判報告書」と「メンバー表」を添付し担当社会人部役員に送付する。

(その週の水曜日までには担当役員に届くこと。)

\*協会指定したメンバー表(先発・後発メンバー記載、第四の審判が記載できる様式)を使用し、選手交替について適切に記載すること。

\*\*電子化(ワード、エクセル、PDF、JPEG)によるペーパーレスを推進しております。

担当社会人部役員へeメールでの報告を推奨します。

## 5. 罰則

1) 当要綱、下記について違反したチーム、選手についてはその発生以降の当年度リーグ参加を認めない。協会登録を抹消することもある。

- ① 資格外（未登録）選手が試合に出場した場合。
- ② 試合を放棄したチーム。
- ③ 目にあまる暴力行為のあった選手。

2) 前項の裁定、裁量は規律委員会において協議決定し関係部門、関係者へ通知する。

補) 次年度リーグ参加を認めないとされたチームについては、協会加盟登録を行い、協会が召集した全行事に参加協力し、社会人部会が認めたならば、翌年度最下部よりリーグに参加できる。登録加盟手続きがない場合新規申し込みチームとして扱う。

6. 各部の編成リーグは部制とし総参加チームを2クラスに分ける。各部は前年度までの成績により上位から

1部、2部とする。各部編成は社会人部会で決定する。

## 7. 昇格と降格

1) 1部の下位1チームは、次年度2部へ降格する。

(2部上位チームが昇格を希望しない場合は、降格しないこともある)

2) 2部の上位1チームは、希望すれば次年度1部へ昇格することができる。

3) チーム総数により、上記1)、2)と異なる場合もある。

## 8. 地域大会への参加

1部の優勝チームに(一社)三多摩サッカー連盟主催「三多摩クラブサッカー選手権大会」の出場資格を与える。

9. リーグの新規参加(申込み) リーグ参加申し込みは12月末日までに事務局で受付、本部役員会で精査、社会人部会で加入可否を決定する。

新規チームは昭島市在住、在勤者1/2以上で構成され、代表者は昭島市在住または在勤者であること。

新規加盟チームは最下部からの参加とするが、**部編成及びチーム実力を勘案して必ずしもその限りでないことがある。**

## 10. 競技中の事故

競技中の事故については各チームの責任で処置する。

## 11. その他

その他の事項については社会人役員会で協議、決定する。

改定履歴 2023年3月19日 訂正、追記 赤文字部

2022年3月13日 訂正、追記 赤文字部

2021年3月13日 訂正、追記 赤文字部

2020年3月1日 削除、訂正、追記 ←追記

2017年3月19日 試合結果報告について、補足説明追記

2015年9月6日 電子化推進について記述

2014年9月7日 2006年3月11日版に対して、その後の社会人部会にて決定された事項及び通達に

ついて文言を適正化した。新たな規制等はない。

以上